



2. 営業許可【ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法(1. 外資規制の4. (2))】

分野	サービス形態	ライセンス・登録要件	所轄省庁(準拠法)	備考・URL
外食	ビジネスライセンスは不要。	—	—	
小売	ビジネスライセンスは不要。	—	—	
理美容	マッサージ、サウナ、スパ、アロマセラピー、サロン、ネイルサロン等のような健康・美容施設における営業活動	ビジネスライセンス	内務省 (Ministry of Home Affairs) ※美容健康施設に関する規則第6条 (Beauty and Health Establishments Order)	
学習塾	塾などの私立教育機関	私立教育機関登録証	教育省 (Ministry of Education) ※教育法56条	
		ビジネスライセンス	内務省 (Ministry of Home Affairs)	
フィットネス・スポーツ教室	サウナ、スパ、ジム、エアロビクス等のような健康施設における営業活動	ビジネスライセンス	内務省 (Ministry of Home Affairs) ※美容健康施設に関する規則第6条 (Beauty and Health Establishments Order)	